

## くるめ支え合うプラン 改訂(案)

資料 4

頁	行	現行	改訂(案)
表紙		(久留米市地域福祉計画・久留米市地域福祉活動計画)	(久留米市地域福祉計画・久留米市地域福祉活動計画・ <u>久留米市再犯防止推進計画</u> )
2	1 計画策定の趣旨	そのため、国では、「ニッポン一億総活躍プラン」において、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げ、その実現に向けて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）を改正（平成30年（2018年）4月1日施行）するなど、地域住民等が自ら地域生活課題を把握し解決するための仕組みづくりや、「複合的な課題」、「制度の狭間の課題」を受け止めるための包括的な相談支援体制の整備に向けた新たな地域福祉施策が進められています。	そのため、国では、「ニッポン一億総活躍プラン」において、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げ、その実現に向けて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、令和3年（2021年）4月には、重層的支援体制整備事業が創設されました。このように、地域住民等が自ら地域生活課題を把握し解決するための仕組みづくりや、「複合的な課題」、「制度の狭間の課題」を受け止めるための <u>包括的な支援体制の整備</u> に向けた新たな地域福祉施策が進められています。
3	10 計画の位置づけ	(追加)	また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に定められた地方再犯防止推進計画及び成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に定められた市町村計画と一体的に策定しています。
4	図	<p>＜他の計画等との関係図＞</p> <p>新総合計画（市民一人ひとりが輝く都市 久留米）</p> <p>久留米市の関連計画</p> <p>…</p> <p>自殺対策計画</p> <p>健康くるめ 21</p> <p>子どもの笑顔プラン</p> <p>障害福祉計画</p> <p>障害児福祉計画</p> <p>障害者計画</p> <p>介護保険事業計画</p> <p>高齢者福祉計画</p> <p>高齢者福祉計画及び介護保険事業計画</p> <p>くるめ支え合うプラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）</p> <p>人権教育・啓発基本指針</p>	<p>＜他の計画等との関係図＞</p> <p>新総合計画（市民一人ひとりが輝く都市 久留米）</p> <p>久留米市の関連計画</p> <p>…</p> <p>自殺対策計画</p> <p>健康くるめ 21</p> <p>子どもの笑顔プラン</p> <p>障害福祉計画</p> <p>障害児福祉計画</p> <p>障害者計画</p> <p>介護保険事業計画</p> <p>高齢者福祉計画</p> <p>高齢者福祉計画及び介護保険事業計画</p> <p>くるめ支え合うプラン</p> <p>人権教育・啓発基本指針</p>
6	14 社会状況の変化と社会福祉法の改正	「地域共生社会」の実現に向け、平成30年（2018年）4月には、改正社会福祉法が施行されました。	「地域共生社会」の実現に向け、 <u>以下のとおり社会福祉法が改正されました</u> 。
6,7	図	<p>【改正社会福祉法の概要（主な改正部分）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉の推進に当たり、地域住民等が、支援関係機関との連携により、地域生活課題を把握し、解決を図るよう留意（第4条第2項）</li> <li>○その具体策としての包括的支援体制整備（第106条の3第1項）           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）</li> <li>(2)「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）</li> <li>(3)多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第3号）</li> </ul> </li> </ul> <p>地域共生社会の実現</p> <p>地域住民等による地域福祉の推進（第4条第2項）</p> <p>包括的な支援体制の整備（第106条の3）</p> <p>○市町村地域福祉計画の記載事項を次のように充実（第107条第1項）</p> <p>&lt;計画に記載すべき事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（第1号）【追加】</li> <li>(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項（第2号）</li> <li>(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（第3号）</li> <li>(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項（第4号）</li> <li>(5) 包括的支援体制整備を実施する場合には、その事業に関する事項（第5号）【追加】</li> </ol>	<p>【改正社会福祉法（平成30年（2018年）4月施行）の概要（主な改正部分）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉の推進に当たり、地域住民等が、支援関係機関との連携により、地域生活課題を把握し、解決を図るよう留意（第4条第2項）</li> <li>○その具体策としての包括的な支援体制の整備（第106条の3第1項）           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）</li> <li>(2)「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）</li> <li>(3)多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第3号）</li> </ul> </li> </ul> <p>地域共生社会の実現</p> <p>地域住民等による地域福祉の推進（第4条第2項）</p> <p>包括的な支援体制の整備（第106条の3）</p> <p>○市町村地域福祉計画の記載事項を次のように充実（第107条第1項）</p> <p>&lt;計画に記載すべき事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（第1号）【追加】</li> <li>(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項（第2号）</li> <li>(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（第3号）</li> <li>(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項（第4号）</li> <li>(5) 包括的支援体制整備を実施する場合には、その事業に関する事項（第5号）【追加】</li> </ol>

頁	行	現行	改訂(案)
6,7	図	(追加)	<p><u>【改正社会福祉法(令和3年(2021年)4月施行)の概要(主な改正部分)】</u></p> <p>○地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない(第4条第1項)</p> <p>○地域福祉の推進に当たり、地域住民等が、支援関係機関との連携により、地域生活課題を把握し、解決を図るよう留意(第4条第3項)</p> <p>○その施策としての包括的な支援体制の整備(第106条の3第1項)※前頁参照</p> <p>○その具体的な施策のひとつとしての重層的支援体制整備事業(第106条の4)</p> <p>(1) 相談支援(本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援)(第2項第1号)</p> <p>(2) 参加支援(本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援)(同項第2号)</p> <p>(3) 地域づくりに向けた支援(地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における世代の交流や多様な活動の機会と役割を生み出す支援)(同項第3号)</p> <p>(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援(複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届ける)(同項第4号)</p> <p>(5) 多機関協働による支援(複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関が抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、調整機能の役割を果たす)(同項第5号)</p> <p>なお、本市の重層的支援体制整備事業の具体的な内容は、久留米市重層的支援体制整備事業実施計画に定めています。</p> <p>○市町村地域福祉計画の記載事項を次のように変更(第107条第1項) ・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項(第5号)【変更】※第1号から第4号は前頁参照</p>
26	図	各分野に共通する取組み推進の手法	
31	25	つながりの構築	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p>○包括的支援体制構築事業などをとおして、興味・関心を同じくする人々のつながりを含む、人々の緩やかなつながりの構築に取り組みます。</p>
38	4	誰もが集まる場の拡充	<p>(追加)</p> <p>&lt;久留米市社会福祉協議会が取り組むこと&gt;</p> <p>○同じような悩みや経験をもつ人などが集い、お互いの悩みや経験を語り合える機会や関係づくりを支援します。</p>
40	4	個別の対応が必要な人の支援	<p>(追加)</p> <p>&lt;地域住民等ができること&gt;</p> <p>○自身の経験を活かし、同じ悩みや経験をもつ人などに寄り添うことができる関係づくりに努めます。</p>
40	7		<p>(追加)</p> <p>&lt;地域住民等ができること&gt;</p> <p>○重層的支援会議や支援会議に要請に応じて出席し、できる範囲で情報提供し、支援に協力します。</p>
40	12		<p>(追加)</p> <p>&lt;久留米市社会福祉協議会が取り組むこと&gt;</p> <p>○複合的な課題や制度の狭間の課題をもつ人や世帯、自ら相談に来ることができない人、どこに相談していいかわからない人などに対してアウトリーチの手法を用いて、課題の解決に努めます。</p>
40	15		<p>&lt;久留米市社会福祉協議会が取り組むこと&gt;</p> <p>○制度の狭間の課題をもつ人や世帯に対しては、支援関係機関と連携し、課題解決に努め、断らない相談支援や伴走型の支援、参加支援※2のできる体制づくりを進めます。</p>

## くるめ支え合うプラン 改訂(案)

資料 4

頁	行	現行	改訂（案）
40	18	<p>&lt;久留米市社会福祉協議会が取り組むこと&gt;</p> <p>○地域住民の話し合いの場（支え合い推進会議、ふれあいの会班長会、地区民生委員児童委員協議会など）に参加し、地域住民相互の情報共有、支え合う関係性の育成、課題解決力の向上を図りながら、地域住民とともに伴走型の支援を行います。</p>	<p>&lt;久留米市社会福祉協議会が取り組むこと&gt;</p> <p>○地域住民の話し合いの場（支え合い推進会議、ふれあいの会班長会、地区民生委員児童委員協議会など）や<b>当事者・家族の会などが開設する場で、潜在的な課題の発掘</b>、地域住民相互の情報共有、支え合う関係性の育成、課題解決力の向上を図りながら、地域住民とともに伴走型の支援を行います。</p>
42	2	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p>○複合的な課題や制度の狭間の課題をもつ人や世帯は、居住や就労に課題を抱えている場合もあります。そのため、市営住宅への一時的な入居などの支援を行うとともに、就労支援や事業所などに対する啓発に取り組みます。</p>	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p>○複合的な課題や制度の狭間の課題をもつ人や世帯は、居住や就労に課題を抱えている場合もあります。そのため、<b>居住支援や就労支援などをを行う参加支援事業に取り組みます。また、市営住宅への一時的な入居などの支援を行うとともに、就労支援や事業所などに対する啓発に取り組みます。</b></p>
42	6	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p>○複合的な課題や制度の狭間の課題をもつ人や世帯は、自ら相談に来ることができなかったり、支援を拒否したりしている場合もあります。そのため、見守り活動などのアウトリーチ（訪問型の支援）の体制の強化に取り組みます。</p> <p>○その人や世帯に寄り添った伴走型の支援や、つながりの構築のための参加支援を、地域住民や支援関係機関と一緒に取り組めるような体制の整備に取り組みます。</p>	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p>○複合的な課題や制度の狭間の課題をもつ人や世帯は、自ら相談に来ることができなかったり、支援を拒否したりしている場合もあります。そのため、見守り活動などの<b>アウトリーチ</b>の体制の強化に取り組みます。<b>また、必要な支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や、社会との多様なつながりづくりを支援する参加支援事業に取り組みます。</b></p>
42	19	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p>○「断らない相談支援や住まい・就労・社会参加等も見据えて分野横断的に相談に応じる機能」、「住民に身近な圏域であらゆる相談に応じる機能」について研究・検討を行います。</p>	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p><b>○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める包括的相談支援事業や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理などをを行う多機関協働事業に取り組みます。</b></p>
48	14 権利擁護の推進	<p>※成年後見制度の利用促進に関する項目をもって、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第23条第1項に定められた市町村計画とします。</p>	<p>※成年後見制度の利用促進に関する項目をもって、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）<b>第14条</b>に定められた市町村計画とします。</p>
49	12 多機関連携の推進	(追加)	<p>&lt;地域住民等ができること&gt;</p> <p><b>○重層的支援会議や支援会議に要請に応じて出席し、支援関係機関等との連携強化に努めます。</b></p>
49	17	(追加)	<p>&lt;久留米市社会福祉協議会が取り組むこと&gt;</p> <p><b>○課題を抱える人や世帯に対してアウトリーチを行い、必要に応じて支援関係機関等と連携し、課題の解決に取り組みます。</b></p>
49	17	(追加)	<p>&lt;久留米市社会福祉協議会が取り組むこと&gt;</p> <p><b>○重層的支援会議や支援会議を開催し、各支援関係機関の役割やアプローチの方法、支援の方向性などを検討します。</b></p>
50	7	(追加)	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p><b>○各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理などをを行う多機関協働事業に取り組みます。</b></p>
52	22 財源確保の推進	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p>○包括的支援体制構築事業などをとおして、寄付文化の醸成や自主財源の確保に関する情報提供を行うとともに、新たな社会資源の創出に向けて社会福祉法人・学校・事業所等へ働きかけます。</p>	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p><b>○寄付文化の醸成や自主財源の確保に関する情報提供を行います。</b></p> <p><b>○社会福祉法人・学校・事業所等に対して、社会資源の拡充や創出を働きかけます。</b></p>
55	21 地域における人材の育成	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p>○包括的支援体制構築事業などをとおして、人々の緩やかなつながりの中から担い手が育つよう支援します。</p>	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p><b>○地域づくりに向けた支援事業などをとおして、人々の緩やかなつながりの中から担い手が育つよう支援します。</b></p>
57	13 地域コミュニティ組織等への支援	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p>○市民活動・絆づくり推進事業や包括的支援体制構築事業などをとおして、人々のつながりを構築し、活動しやすい環境の整備を推進します。</p>	<p>&lt;久留米市が取り組むこと&gt;</p> <p><b>○市民活動・絆づくり推進事業を含む地域づくりに向けた支援事業などをとおして、人々のつながりを構築し、活動しやすい環境の整備を推進します。</b></p>
65	後		<b>久留米市再犯防止推進計画部分の追加</b>
66	6 計画の推進体制	<p>○計画の推進にあたっては、地域住民、地域コミュニティ組織、NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人、その他の支援関係機関などと協働し、久留米市地域福祉計画推進協議会・久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会や支え合い推進部会、多機関連携部会と連携します。</p>	<p>○計画の推進にあたっては、地域住民、地域コミュニティ組織、NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人、その他の支援関係機関などと協働し、<b>くるめ支え合うプラン推進協議会</b>や支え合い推進部会、多機関連携部会と連携します。</p>
66	11 計画の進行管理	<p>○久留米市及び久留米市社会福祉協議会は、久留米市地域福祉計画推進協議会・久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会からの提言や成果指標の状況、校区福祉活動計画に基づく取組み状況などを踏まえ、府内体制等による点検・評価を実施します。</p>	<p>○久留米市及び久留米市社会福祉協議会は、<b>くるめ支え合うプラン推進協議会</b>からの提言や成果指標の状況、校区福祉活動計画に基づく取組み状況などを踏まえ、府内体制等による点検・評価を実施します。</p>
裏表紙		(久留米市地域福祉計画・久留米市地域福祉活動計画)	(久留米市地域福祉計画・久留米市地域福祉活動計画・ <b>久留米市再犯防止推進計画</b> )